

捜査官特別研修実施要綱の制定について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

捜査実務能力の向上を図り、現場執行力を強化するため、みだしの要綱を下記のように定め、平成15年6月13日から実施することとしたから、適切な運用に努められたい。

記

捜査官特別研修実施要綱

1 趣旨

この要綱は、将来、犯罪捜査において指導的役割を果たすことが期待される巡査部長及び警部補の階級にある警察官の初動措置、事件の擬律判断、捜査指揮等捜査実務能力の一層の向上を図るため行う捜査官特別研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 研修生の指定等

(1) 推薦の方法等

所属長は、研修生選考基準（別表第1）に基づき捜査官特別研修生（以下「研修生」という。）として適性があると認める者を選考し、当該者が従事する業務を所管する部の庶務担当課長と協議の上、捜査官特別研修候補者推薦書（別記様式）により警察学校長に推薦（庶務担当課長経由）するものとする。

(2) 研修生の審査

警察学校長は、前記2の(1)の規定により所属長から推薦のあった者について、書面審査等の方法により研修生としての適性を審査の上、審査結果を警察本部長に報告するものとする。この場合において、警察学校長は、推薦のあった者を審査した結果、各部の人数の調整等を図る必要があると認めるときは、これを庶務担当課長会議に付議し、必要な調整等を行うものとする。

(3) 研修生の指定

警察本部長は、前記2の(2)の規定により警察学校長から報告のあった者について、研修生に指定することが適当と認めるときは、当該者を研修生として指定するものとする。

(4) 所属長への通知

警察学校長は、前記2の(3)の規定により研修生の指定があった場合は、当該研修生の属する所属の長に対し、その旨を通知するものとする。

3 研修の実施

(1) 研修課程の種別

研修課程の種別は、次に掲げるとおりとする。

ア 警部補課程

警部補の階級にある警察官に対し、中級捜査幹部としての捜査実務能力を習得させるための研修課程

イ 巡査部長課程

巡査部長の階級にある警察官に対し、初級捜査幹部としての捜査実務能力を習得させる

ための研修課程

(2) 研修基準

研修課程の種別ごとの研修基準は、別表第2のとおりとする。

(3) 研修体制

研修の体制は、次に掲げるとおりとする。

ア 総括責任者

(ア) 総括責任者には、警察学校長をもって充てる。

(イ) 総括責任者は、研修全般を総括し、関係する所属長との連携の下、効果的な研修の推進に努めるものとする。

イ 実施責任者

(ア) 実施責任者には、警察学校捜査官研修所長をもって充てる。

(イ) 実施責任者は、総括責任者の命を受け、前記3の(2)に規定する研修基準に基づき、研修実施計画を策定するとともに、研修の実施に係る調整等を行うものとする。

ウ 指導責任者

(ア) 指導責任者には、研修生を受け入れる所属が、警察本部（サイバー対策本部を含む。以下同じ。）の所属である場合は調査官、次席、副隊長又は副所長を、警察署である場合は副署長をもって充てる。

(イ) 指導責任者は、所属長の命を受け、研修実施計画に基づき研修生に対する実践的な研修の推進に努めるものとする。

エ 指導担当者

(ア) 指導担当者は、研修生を受け入れる所属の警部又は警部補の階級にある捜査幹部のうちから、捜査に関する知識及び技術に優れ、かつ、指導力のある者を、総括責任者が当該所属の長と協議して指定するものとする。

(イ) 総括責任者は、前記3のエの(ア)の規定により指導担当者の指定があった場合は、当該指導担当者の属する所属の長に対し、その旨を通知するものとする。

(ウ) 指導担当者は、研修生の捜査実務能力の向上を図り、現場執行力を強化するとの強い信念を持って、実践的な指導教養を行うものとする。

4 研修効果の確認等

(1) 総括責任者は、必要の都度、実施責任者、指導担当者及び研修生を集めて検討会を開催するなどして、研修の効果の確認を行うものとする。

(2) 研修生を派遣する所属長と受け入れる所属長とは、研修生の指導に関し、緊密な連携を図らなければならない。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、別に定める。

別表第 1

研 修 生 選 考 基 準

項 目	基 準 内 容
階 級	警部補及び巡查部長
年 齢	1 警部補にあつては、おおむね37歳以下であること。 2 巡查部長にあつては、おおむね35歳以下であること。
在級年数	現階級におおむね1年以上5年以下の在級年数
勤続年数	1 警部補にあつては、おおむね15年以下であること。 2 巡查部長にあつては、おおむね13年以下であること。
勤務成績 資 質 等	1 勤務成績優良で、上位階級への昇任が期待でき、将来、担当部門において、指導的役割を果たすと認められる者 2 事件捜査及び部下の指導育成について、優れた資質と熱意があり身体強健である者

別表第2

研 修 基 準

研修課程	1年度の実施回数	全研修期間	研修生の人数	研 修 内 容
警部補 課 程	1 回	おおむね 11週間	おおむね 6 人	1 研修所研修 捜査官研修所における講義、実習、事例研究、ゼミナール及び校外研修 2 警察本部・警察署研修 警察本部・警察署の捜査担当部門における事件捜査を通じての捜査実務研修 3 検察庁研修 京都地方検察庁における実務研修
巡査部長 課 程	1 回	おおむね 11週間	おおむね 8 人	1 研修所研修 捜査官研修所における講義、実習、事例研究、ゼミナール及び校外研修 2 警察本部・警察署研修 警察本部・警察署の捜査担当部門における事件捜査を通じての捜査実務研修

別記様式

年 月 末日 廃棄

警察学校長 殿
(庶務担当課長経由)

第 年 月 日
(所属長)

捜査官特別研修候補者推薦書							推薦順位	
ふりがな 氏 名				係 名				
				階 級				
生年月日	年 月 日 歳			現階級 昇任年月日	年 月 日			
住 所	(電話番号 - -)							
採用 年月日	年 月 日		現所属配 置年月日	年 月 日				
健康状態								
適任と認 めた理由								
警察経歴	所 属	係	配置年月日	所 属	係	配置年月日		
捜査専務 歴(累積)	年 月 [内訳]		生安	年 月	刑事	年 月		
各種技 能検定	柔道	段・級	鑑識技能検定		自動車運転免許			
	剣道	段・級	総合上級 初級					
	逮捕術	級	上級(指・足・写・科)					
	けん銃	級						
その他の 資格、免許								